8　「当期税額基準額 ⑮×$\frac{10又は20}{100}$ ⑲」の欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の９第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

9　「改定給与等の支給額 （㉔×㉗）又は（㉖×㉗） ㉘」の各欄は、連結親法人事業年度が平成25年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「（㉔×㉗）又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は（㉖×㉗）」を消すこと。

別表六の二⑴十七を削る。

別表六の二⑴十六の表中「特別控除又は避難解除区域」を「特別控除、企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除又は避難解除区域等」に、「福島県知事の確認を受けた日」を「福島県知事の認定又は確認を受けた日」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（十七）「62の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二（二十）「34の②」）」に改め、同表の記載要領等第１号中「特別控除）又は第25条の３の２第１項（連結法人が避難解除区域」を「特別控除）、第25条の３の２第１項（連結法人が企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の３の３第１項（連結法人が避難解除区域等」に改め、同号中「第25条の３の２第１項」の次に「又は第25条の３の３第１項」を加え、同号を同第⑵号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

2　「福島県知事の認定又は確認を受けた日 ⑸」の欄は、震災特例法第25条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「又は確認」を消し、震災特例法第25条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「認定又は」を消すこと。

別表六の二⑴十六を別表六の二⑴十九とする。

別表六の二⑴十五付表の表中

復興産業集積区域若しくは復興居住区域又は避難解除区域の別
事業の内容及び認定地方公共団体の名称又は避難等指示が解除された日

を

税額控除に関する規定の該当条
事業の内容及び認定地方公共団体の名称等、提出企業立地促進計画の提出のあつた日等又は避難等指示が解除された日等

に、

復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域	復興・復・避

産業集積区域興居住区域難解除区域	復興産業集積区域・復興居住区域・避難解除区域

を

震災特例法第25条の２・震災特例法第25条の２の２・震災特例法第25条の２の３

に改め、同表の記載要領等第１号中「特別控除）又は第25条の２の２第２項（連結法人が避難解除区域」を「特別控除）、第25条の２の２第２項（連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第25条の２の３第２項（連結法人が避難解除区域等」に改め、同号を同第⑵号とし、同第１号の次に次の１号を加える。